

○ 体制整備単価の交付要件

地域区分	協定番号	協定集落名	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項													加算措置	
			I 必須要件						選択的必須要件								
			農用地等保全マップの作成及び実践						A要件				B要件				C要件
①農地法面、水路・農道等の補修・改良	②既荒廃農地の復旧又は林地化	③農作業の共同化又は受委託等	④自己施工による農業生産条件の強化	⑤消費・出資の呼び込み	⑥ その他将来に向けた適正な農用地保全	①機械・農作業の共同化	②高付加価値型農業の実践	③農業生産条件の強化	④担い手への農地集積	⑤担い手への農作業の委託	①新規就農者等による農業生産	②地場産農産物等の加工・販売	③消費・出資の呼び込み	集団的かつ持続可能な体制整備	超急傾斜農地保全管理加算		
通常	1	中島大浦	1														
通常	2	小浜	1														
通常	6	宇和間	1														
通常	8	吉木	1				1										
通常	9	饒	1				1										
通常	25	久谷本組	1														1
通常	26	久谷中組	1														1
通常	27	奥久谷	1														1
通常	73	泊第3															1
通常	45	御手洗	1														
通常	51	平松・重喜	1														
通常	56	浅海原	1				1										1
通常	57	浅海本谷・萩原	1				1										1
通常	61	猿川原	1														1
	24	合計	13	0	1	3	0	0	2	6	3	0	1	3	0		5

※74協定のうち24協定が、体制整備単価に取り組んで活動を実施している。